

ヨーロッパ国債ファンド(毎月決算型)

追加型投信／海外／債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

 三井住友トラスト・アセットマネジメントホームページ: <https://www.smtam.jp/> フリーダイヤル: 0120-668001
(受付時間: 営業日の午前9時～午後5時)

■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者: 関東財務局長(金商)第347号
設立年月日: 1986年11月1日
資本金: 20億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 12兆8,297億円
(資本金、運用純資産総額は2019年9月30日現在)

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	海外	債券

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (注))	年12回 (毎月)	欧州	ファミリーファンド	なし

(注)投資信託証券(債券 公債 クレジット属性(高格付債))

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

この目論見書により行うヨーロッパ国債ファンド(毎月決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2019年11月15日に関東財務局長に提出しており、2019年11月16日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

✓ ファンドの目的・特色



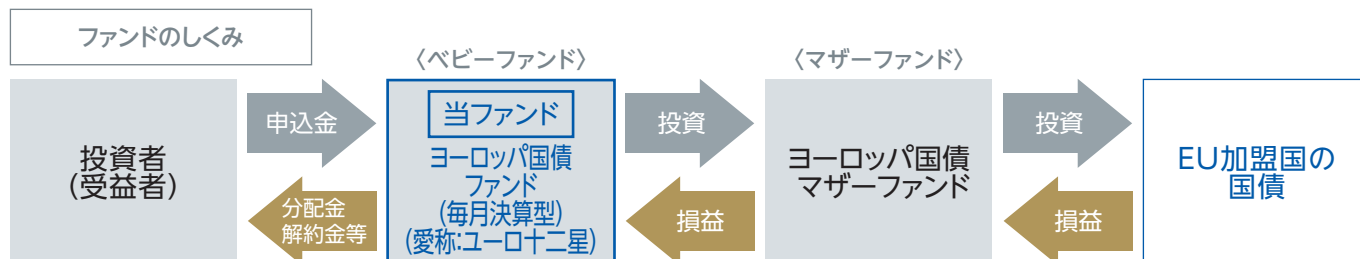
ファンドの目的

EU(欧州連合)加盟国のユーロ建て国債等に分散投資し、インカムゲイン(債券の利息等)を確保しつつ、中長期的に安定した収益の獲得と投資信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

1 主として高格付のユーロ建て欧州国債に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。(投資対象国通貨建ての国債に投資することもあります。)

- ★ 投資対象国は原則としてEU(欧州連合、European Union)加盟国です。
(アイルランド、イタリア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク他、全28カ国です。(2019年9月末現在))
※上記の投資対象国は将来変更となる可能性があります。
- ★ 投資する債券^{※1}は原則として、シングルA(A-/A3)格以上の長期格付を有するものとします。
※1 債券への投資にあたっては、取得時において、A格相当以上(S&PでA-以上、ムーディーズでA3以上)の長期格付を受けているものに限り、なお取得後、格付の低下によってA格相当以上でなくなった場合は、速やかに売却するものとします。
- ★ 原則として、為替ヘッジは行いません。



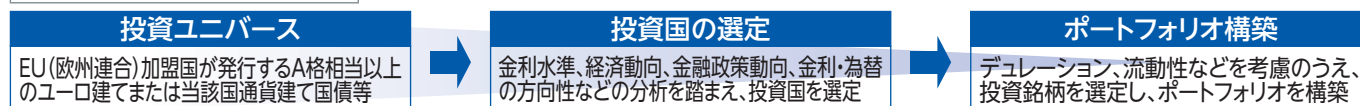
? ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

〈マザーファンドの概要〉

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
ヨーロッパ国債マザーファンド	EU(欧州連合)加盟国のユーロ建て国債(EU加盟国の当該国通貨建て国債へ投資することもあります。)	この投資信託は、主として、EU加盟国のユーロ建て国債への投資を通じて、インカムゲイン(債券の利息等)を確保しつつ、中長期的に安定した収益の獲得と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

マザーファンドの投資プロセス



※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

債券の格付^{※2}について

	S&P	ムーディーズ
高い	AAA	Aaa
	AA	Aa
	A	A
	BBB	Baa
	BB	Ba
	B	B
	CCC	Caa
	CC	Ca
低い	C	C

信用力 ↑ ↓

投資適格債 (BBB/Baa以上)

ハイ・イールド・ボンド (BBB以下)

※2 債券の格付とは、対象となる債券の元本、利息が当初定められた条件の通りに支払われる確実性の程度を示すものです。なお、格付の符号については一部省略して表示しております。S&PにはD格付があります。またAA~CCCにも「+、-」の付加記号、ムーディーズのAa~Caalにも「1,2,3」の付加記号があります。

✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

2 インカムゲインを確保しつつ、中長期的な収益の獲得を目指します。

★ インカムゲインを確保し、かつポートフォリオのデュレーションを2～7年の範囲とすることを基本に、中長期的に安定した収益の獲得と投資信託財産の成長を目指します。

? デュレーションとは

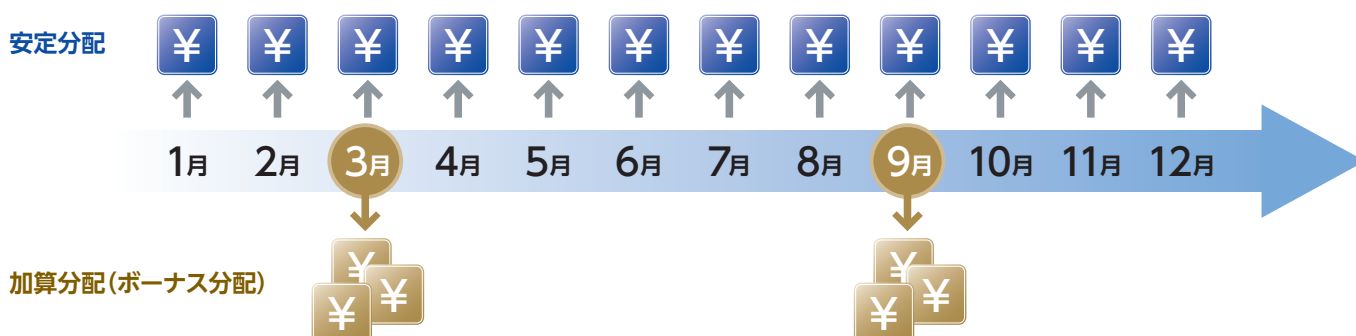
債券価格の金利変動に対する感応度のことで、金利が変動した時、債券の価格がどの程度変化するかを示す指標です。デュレーションの値が大きいほど、金利の変動が債券価格に与える影響が大きいことを示します。

3 原則として、毎決算時(年12回)に収益の分配を目指します。また、年2回(3月、9月)の決算時には、加算分配(以下「ボーナス分配」ということがあります。)を目指します。

分配方針

- 原則として、毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、毎決算時に安定した分配を行うことを目指します。
- 年2回(3月、9月)の決算時には、売買益を配当等収益に加算して分配することを目指します。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。

収益分配のイメージ



※上記はイメージであり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 売買益が確保できた場合でも、基準価額水準、市況動向等を勘案して、ボーナス分配を行わないことがあります。

主な投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。



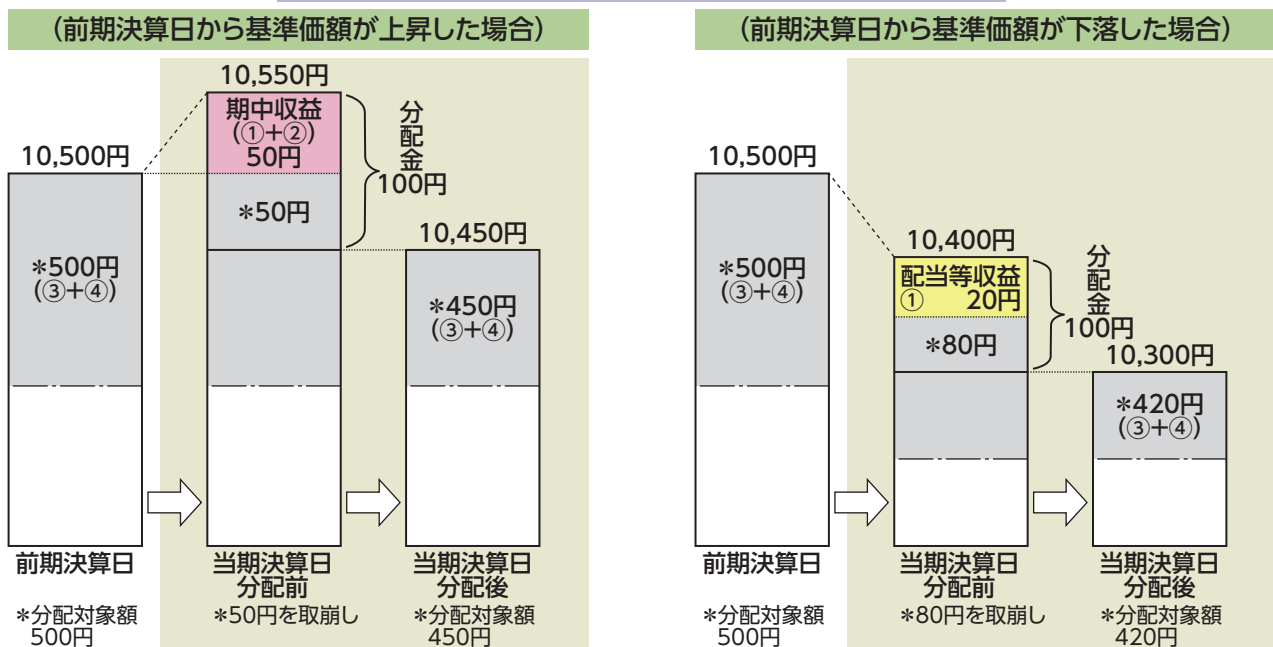
[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



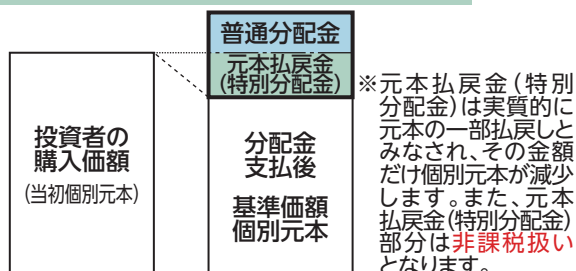
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益及び②経費控除後の評価益を含む売買益並びに③分配準備積立金及び④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆あるいは保証するものではありませんのでご注意ください。

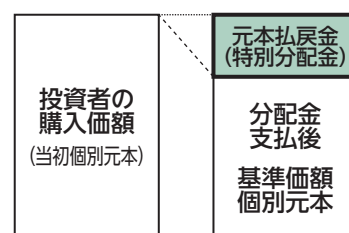
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)



(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

ファンドの目的・特色

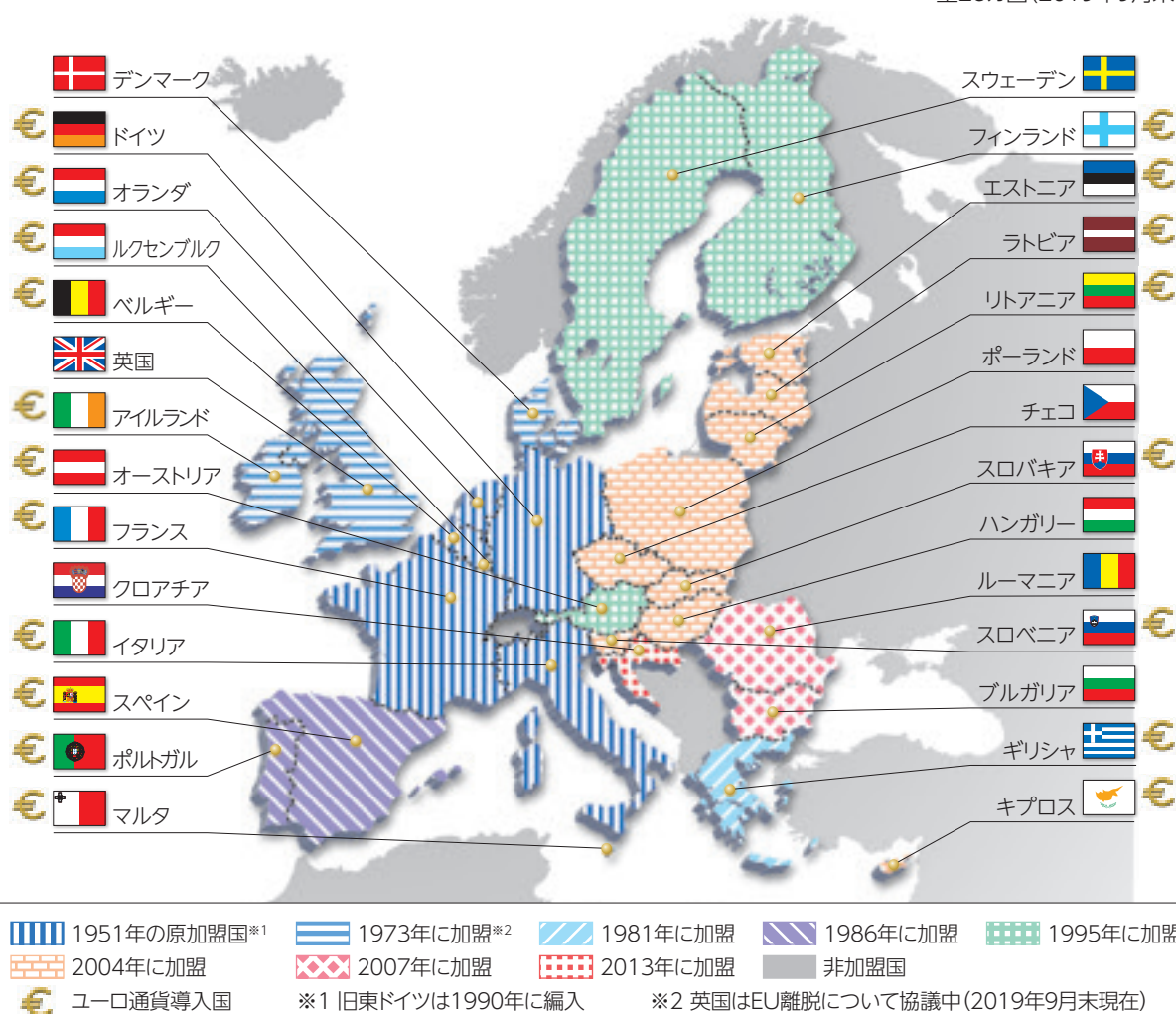
〈ご参考情報〉

EU加盟国

★ 投資対象国は原則としてEU加盟国です。

EU加盟国

全28カ国(2019年9月末現在)



(出所) 各種資料を基に三井住友トラスト・アセットマネジメント作成



基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

為替変動リスク	為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	債券の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。また、発行者の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

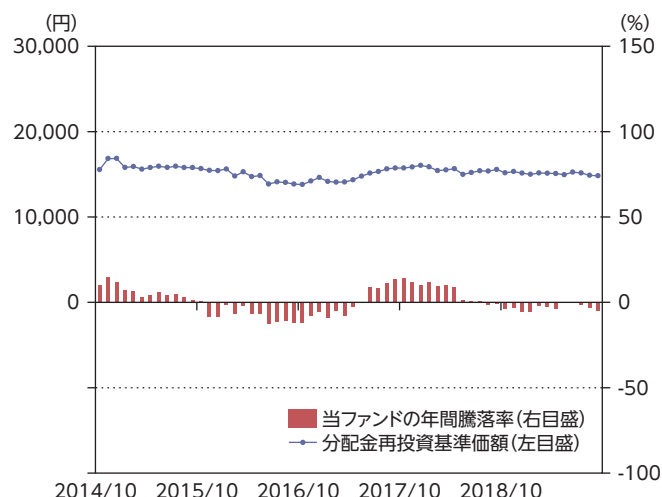
委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

投資リスク

【参考情報】

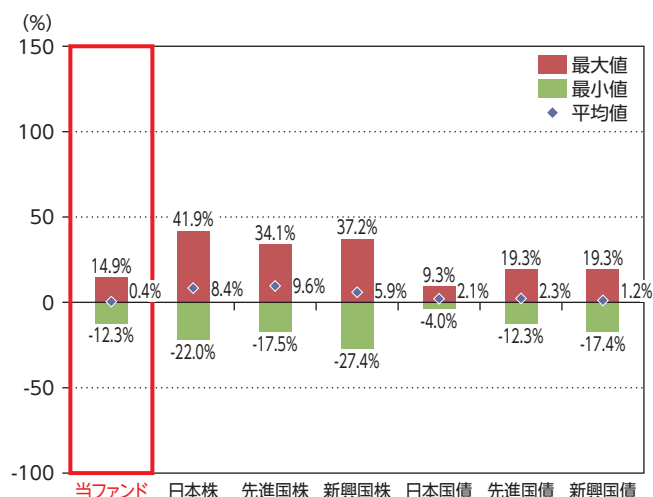
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2014年10月～2019年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

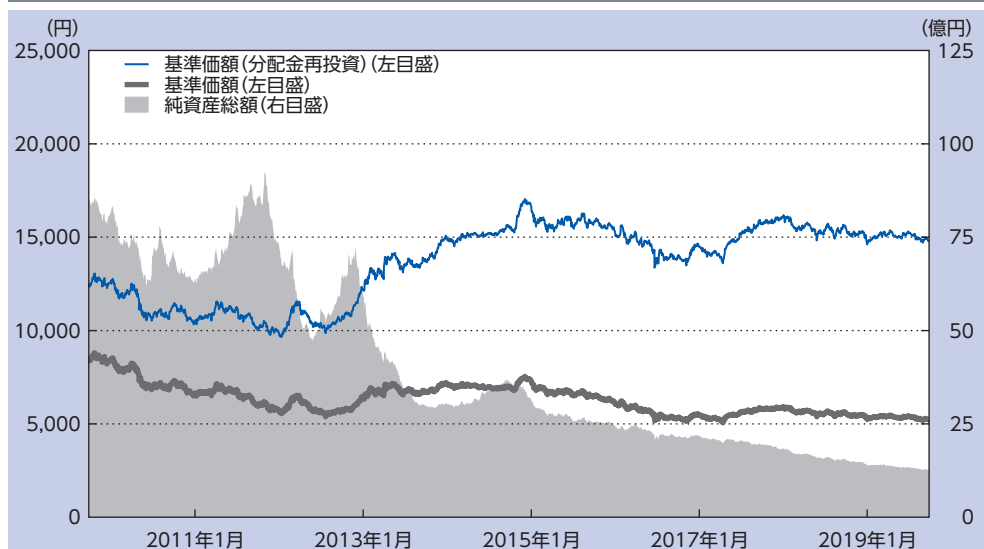
各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数、配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」) が算出、公表する指数で、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数は、東証の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関する全ての権利は、東証が有しています。なお、東証は、ファンドの設定又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国国債 JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・デバチファイド (円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。



基準価額・純資産の推移



※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

基準価額	5,227円
純資産総額	12.52億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2019年 5 月	10円
2019年 6 月	10円
2019年 7 月	10円
2019年 8 月	10円
2019年 9 月	10円
直近1年間 分配金合計額	120円
設定来 分配金合計額	8,339円

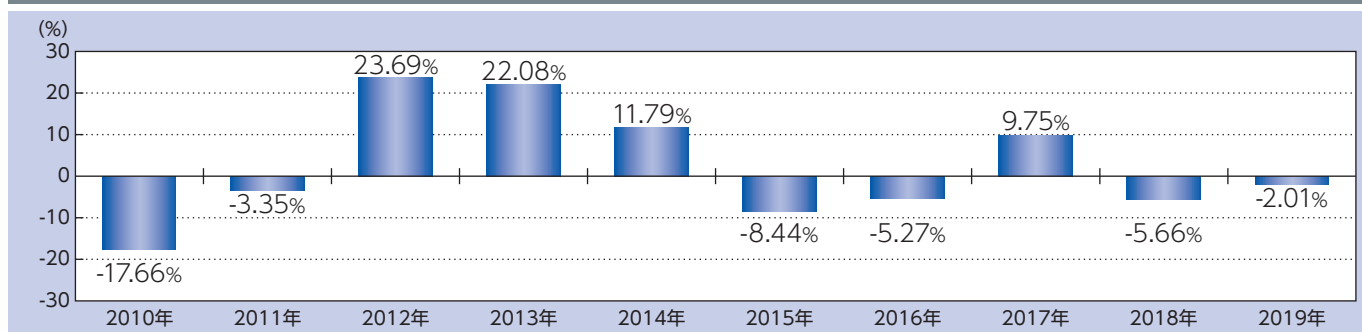
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	利率	償還期限	実質投資比率
SPGB 1.3% 10/31/26	スペイン	国債	1.300%	2026/10/31	24.1%
SPGB 1.95% 04/30/26	スペイン	国債	1.950%	2026/04/30	11.9%
FRTR 4.25% 10/25/23	フランス	国債	4.250%	2023/10/25	9.2%
SPGB 1.4% 07/30/28	スペイン	国債	1.400%	2028/07/30	8.4%
FRTR 1.75% 11/25/24	フランス	国債	1.750%	2024/11/25	6.9%
BGB 2.25% 06/22/23	ベルギー	国債	2.250%	2023/06/22	5.3%
IRISH 3.9% 03/20/23	アイルランド	国債	3.900%	2023/03/20	5.1%
SPGB 1.6% 04/30/25	スペイン	国債	1.600%	2025/04/30	4.5%
BGB 3.75% 06/22/45	ベルギー	国債	3.750%	2045/06/22	3.6%
IRISH 5.4% 03/13/25	アイルランド	国債	5.400%	2025/03/13	3.3%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2019年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	2019年11月16日から2020年5月15日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込受付不可日	申込日当日が次のいずれかの場合は、購入・換金のお申込みを受け付けられないものとします。 ロンドン証券取引所の休業日 フランクフルト証券取引所の休業日
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2003年2月28日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月15日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 「分配金受取りコース」専用ファンドです。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年2月及び8月の決算時並びに償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。



ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用						
購入時手数料		購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 2.75% (税抜2.5%) を 上限 として販売会社 が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しく は販売会社にお問い合わせください。				
信託財産留保額		換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.1% の率を乗じて得た額を、換金時にご 負担いただきます。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用						
運用管理費用 (信託報酬)		純資産総額に対して 年率0.99% (税抜0.9%) 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されま す。毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。				信託報酬＝運用期間中の基準価額 ×信託報酬率
運用管理費用の配分	内 訳 (純 資 産 総 額 に 対 し て)	支払先	純資産総額			主な役務
			100億円以下の部分	100億円超 300億円以下の部分	300億円超の部分	
		委託会社	年率0.4675% (税抜0.425%)	年率0.374% (税抜0.34%)	年率0.2805% (税抜0.255%)	委託した資金の運用、基準価額の 計算、開示資料作成等の対価
		販売会社	年率0.4675% (税抜0.425%)	年率0.561% (税抜0.51%)	年率0.6545% (税抜0.595%)	運用報告書等各种書類の送付、口 座内でのファンドの管理、購入後 の情報提供等の対価
		受託会社	年率0.055% (税抜0.05%)	年率0.055% (税抜0.05%)	年率0.055% (税抜0.05%)	運用財産の管理、委託会社からの 指図の実行の対価
その他の費用・手数料		監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費 用等をその都度 (監査費用は日々)、ファンドが負担します。 これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由 により、事前に料率、上限額等を示すことができません。				監査費用は、監査法人に支払う ファンドの監査に係る費用 有価証券の売買・保管に係る費用は 有価証券の売買・保管にあたり、売 買仲介人・保管機関に支払う手数料 信託事務に係る諸費用は、投資信 託財産に関する租税、信託事務の 処理に要する諸費用及び受託会 社の立替えた立替金の利息等

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金 (解約) 時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時及び償還時の差益 (譲渡益) に対して20.315%

※上記税率は2019年9月30日現在のものです。

※少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」、未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA (ジュニアニーサ)」をご利用の場合
NISA及びジュニアNISAは、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。ご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

